令 和 5 年

第1回海老名市議会定例会

議案書

議事日程第1号(令和5年第1回海老名市議会定例会第1日)

令和5年2月24日(金)午前9時30分開議

日程第1	議案第2号	海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関
		する条例の一部改正について
日程第2	議案第3号	海老名市職員の定数条例の一部改正について
日程第3	議案第4号	海老名市立えびな市民活動センター設置条例等の一部改
		正について
日程第4	議案第5号	海老名市国民健康保険条例の一部改正について
日程第5	議案第6号	海老名市子ども医療費助成に関する条例の一部改正につ
		いて
日程第6	議案第7号	海老名市保育所設置条例及び海老名市特定教育・保育施
		設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例の一部
		改正について
日程第7	議案第8号	海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
		運営に関する基準を定める条例及び海老名市家庭的保育
		事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
		改正について
日程第8	議案第9号	海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定
		める条例の一部改正について
日程第9	議案第10号	物品の取得について(海老名市中学校給食消耗品及び備
		品)
日程第10	議案第11号	市道の路線認定について(市道2767号線ほか1路線
)
日程第11	議案第12号	海老名市教育委員会委員の任命につき同意を求めること
		について

日程第12 議案第13号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第13 議案第14号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第14 議案第15号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第15 議案第16号 令和4年度海老名市一般会計補正予算(第14号)

日程第16 議案第17号 令和5年度海老名市一般会計予算

日程第17 議案第18号 令和5年度海老名市国民健康保険事業特別会計予算

日程第18 議案第19号 令和5年度海老名市介護保険事業特別会計予算

日程第19 議案第20号 令和5年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第20 議案第21号 令和5年度海老名市公共用地先行取得事業特別会計予算

日程第21 議案第22号 令和5年度海老名市公共下水道事業会計予算

議案第2号

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部 改正について

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例を別紙のとおり定める。

令和5年2月24日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

非常勤特別職のうち特に高度の知識を有する職における日額報酬の見直しを行うため

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例 第40号)の一部を次のように改正する。

別表第2公務災害補償等認定委員会委員、公務災害補償等審査会委員、情報公開審査会委員、個人情報保護審査会委員、行政不服審査会委員(専門委員を含む。)及びにぎわい振興審議会委員の項中「8,700」を「8,700。ただし、特に高度の知識を有する職にある者については、6,000を加算する。」に改め、同表都市計画審議会委員(臨時委員を含む。)の項中「大学教授若しくは准教授又はこれに類する」を「特に高度の知識を有する」に改め、同表住宅政策審議会委員の項中「8,700」を「8,700。ただし、特に高度の知識を有する職にある者については、6,000を加算する。」に改め、同表景観審議会委員の項中「大学教授若しくは准教授又はこれに類する」を「特に高度の知識を有する」に改め、同表空き家等対策審議会委員、防災会議委員(専門委員を含む。)、国民保護協議会委員(専門委員を含む。)、地震災害警戒本部員、いじめ対策調査会委員、いじめ対策再調査会委員、スポーツ振興審議会委員、国民健康保険運営協議会委員及び介護保険運営協議会委員の項中「8,700」を「8,700。ただし、特に高度の知識を有する職にある者については、6,000を加算する。」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 この表中「特に高度の知識を有する職」とは、医師(歯科医師を含む。)、 弁護士、大学教授又は准教授、司法書士及び建築士をいう。ただし、その職で あることを要件として委員となっている場合に限る。
- 2 住宅政策審議会委員においては、特に高度の知識を有する職にマンション管理士及び行政書士を含むものとする。
- 3 この表中「水火災出動」とは、水火災の防御及び鎮圧、生命、身体及び財産

の救護並びに災害時等における避難住民の誘導のために従事する職務をいう。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第3号

海老名市職員の定数条例の一部改正について

海老名市職員の定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年2月24日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

人口の増加や社会情勢の変化等に対応し、消防力の強化等を図るとともに、休職、 育児休業等の実態を踏まえ、職員の定数を増やしたいため

海老名市職員の定数条例の一部を改正する条例

海老名市職員の定数条例(昭和32年条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表中「587」を「612」に、「61」を「63」に、「191」を「199」に、「860」を「895」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第4号

海老名市立えびな市民活動センター設置条例等の一部改正について

海老名市立えびな市民活動センター設置条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年2月24日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

公共施設附帯駐車場の利用料金について上限を定めたいため

(海老名市立えびな市民活動センター設置条例の一部改正)

第1条 海老名市立えびな市民活動センター設置条例(平成24年条例第40号)の 一部を次のように改正する。

Γ

別表第3中

利用の単位	料金
当初1時間以內	0
当初1時間を超えた後の1時間までごとに	200
1回につき	2,000

Γ

利用の単位	利用の単位当たりの利用料金
当初1時間以內	0
当初1時間を超えた後の1時間まで	200
ごとに	
1回につき	2,000

に改め、

を

同表備考中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 普通車の入場日における第16条第2項ただし書に規定する出場させること ができる時間までの利用料金は、2,000円を限度として規則で定める額と する。

(海老名市文化会館条例の一部改正)

第2条 海老名市文化会館条例(平成17年条例第28号)の一部を次のように改正 する。

「 別表第2中 料金 を 利用料金 に改め、同表備考中第2項を第 _

3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 普通車の入場日における第17条第2項ただし書に規定する出場させること ができる時間までの利用料金は、2,000円を限度として規則で定める額と する。

(海老名市都市公園条例の一部改正)

第3条 海老名市都市公園条例(平成17年条例第27号)の一部を次のように改正 する。

別表第3備考中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 普通車の入場日における第25条第2項ただし書に規定する出場させること ができる時間までの利用料金は、2,000円を限度として規則で定める額と する。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第5号

海老名市国民健康保険条例の一部改正について

海老名市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年2月24日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の支給額を引き上げたいため

海老名市国民健康保険条例の一部を改正する条例

海老名市国民健康保険条例(昭和34年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「420,000円」を「500,000円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産 に係る出産育児一時金から適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、 なお従前の例による。

議案第6号

海老名市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

海老名市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年2月24日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

医療費の高額化及び子育て環境を取り巻く情勢の変化に対応し、医療費の助成の対象となる子どもの年齢を18歳までに引き上げたいため

海老名市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

海老名市子ども医療費助成に関する条例(平成7年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

この条例において「子ども」とは、満18歳に達した日以後最初の3月31日までにある者であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

第2条第2項中「子どもを養育している者」を「保護者」に改める。

第3条第1項中「子どもを養育している者で、その養育」を「保護者で、その監護」に改め、「行われるもの」の次に「(子どもの婚姻等により当該子どもの保護者がいない場合にあっては、医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われる当該子ども)」を加える。

第4条中「当該法令の規定によって子どもに係る医療保険各法による被保険者(国民健康保険法による場合には、世帯主)その他これに準ずる者」を「医療保険各法の規定により対象者」に改める。

第6条中「受けようとする者」を「受けようとする対象者」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の第2条に規定する子どもに係る医療証の交付に必要な準備行為については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の第2条第1項各号列記以外の部分の規定及び第3条第1項の規定は、施行日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 4 施行日においてこの条例による改正後の第3条第1項に規定する対象者となる者であって、平成17年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた子どもに係る施行日から医療証の交付を受ける日までの医療費の助成については、第5条第2項の規定を適用する。

議案第7号

海老名市保育所設置条例及び海老名市特定教育・保育施設及び特定地域 型保育事業の保育料を定める条例の一部改正について

海老名市保育所設置条例及び海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の保育料を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年2月24日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

下今泉保育園の廃止及び海老名市立保育園における指定管理者制度の廃止をしたいため

海老名市保育所設置条例及び海老名市特定教育・保育施設及び特定地域 型保育事業の保育料を定める条例の一部を改正する条例

(海老名市保育所設置条例の一部改正)

第1条 海老名市保育所設置条例(昭和45年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条の表海老名市立下今泉保育園の項を削る。

第4条から第18条までを削り、第19条を第4条とする。

(海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例の一部改正)

第2条 海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例 (平成27年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)前に指定管理者の指定を受けていた者に係る第1条の規定による改正前の海老名市保育所設置条例(以下「旧条例」という。)第13条、第14条及び第16条から第18条までに規定する事業報告書を提出しなければならない義務等については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第18条中「海老名市個人情報保護条例(平成17年条例第13号)」とあるのは「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」とする。
- 3 施行日前に生じた第2条の規定による改正前の海老名市特定教育・保育施設及び 特定地域型保育事業の保育料を定める条例第5条に規定する食材費及び延長保育料

に係る徴収については、なお従前の例による。

(海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の一部改正)

4 海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例(令和4年条例第24 号)の一部を次のように改正する。

附則第16項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

議案第8号

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び海老名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例及び海老名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年2月24日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

国の基準の改正に伴い、懲戒に係る規定を削除し、安全計画の策定、自動車の運行 における乳幼児の所在確認等について定めたいため 海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び海老名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

(海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例(平成26年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

(海老名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 海老名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第8条第1項」を「次条第1項、第8条の3第2項」に改める。 第8条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

- 第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図

られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全 計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

- 第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第11条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定及び第2条中 海老名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条の改正 規定は、公布の日から施行する。

議案第9号

海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 改正について

海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例を別紙のとおり定める。

令和5年2月24日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

国の基準の改正に伴い、安全計画の策定、自動車の運行における利用者の所在確認 等について定めたいため 海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例

海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例 第27号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

- 第7条の2 学童保育事業者は、利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 学童保育事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 学童保育事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 学童保育事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の 変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

- 第7条の3 学童保育事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。
 - 第13条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第13条の2 学童保育事業者は、事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 学童保育事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要 な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 学童保育事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継 続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
 - (安全計画の策定等に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の 第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「 講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施 するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知す るよう努めなければ」とする。

議案第10号

物品の取得について(海老名市中学校給食消耗品及び備品)

海老名市中学校給食消耗品及び備品の取得について、下記のとおり契約を締結する ため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭 和39年条例第13号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出

海老名市長 内 野 優

記

- 1 契約の目的 海老名市中学校給食消耗品及び備品購入
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 一金 107, 250, 000円
- 4 契約の相手方 神奈川県横浜市都筑区池辺町4495番地

株式会社アイホー 横浜営業所

所長 鈴木 雅弘

提案理由

議会の議決を得た上、財産を取得したいため

参考資料

海老名市中学校給食消耗品及び備品購入

入札方法 条件付一般競争入札

開札年月日 令和5年1月17日

落札決定日 令和5年1月20日

入札回数 1回

予定価格 113,807,414円 (税込み)

落札金額 107,250,000円 (税込み)

うち消費税相当額 9,750,000円

落札者 神奈川県横浜市都筑区池辺町4495番地

株式会社アイホー 横浜営業所

所長 鈴木 雅弘

入札状況

業者名	所在地	入札金額(円)
株式会社アイホー 横浜営業所 所長 鈴木 雅弘	神奈川県横浜市都筑区 池辺町4495番地	97, 500, 000 (107, 250, 000)
日本給食設備株式会社 関東事業所所長 奥田 均	神奈川県相模原市緑区 橋本台一丁目11番1号	97, 987, 000 (107, 785, 700)
有限会社大洋 代表取締役 富岡 俊博	神奈川県横浜市港南区 下永谷五丁目10番2号	98, 150, 000 (107, 965, 000)
日本調理機株式会社 横浜営業所 所長 酒井 健敬	神奈川県横浜市保土ケ谷区 上星川二丁目7番5号	98, 600, 000 (108, 460, 000)
有限会社座間厨房 代表取締役 寺崎 利彦	神奈川県座間市 小松原一丁目13番9号	100, 000, 000 (110, 000, 000)
新日本厨機株式会社 横浜支店 支店長 森本 匡	神奈川県横浜市都筑区 中川中央一丁目28番21号 リブウェル2F	100, 000, 000 (110, 000, 000)
田辺商事株式会社 大和営業所 所長 浅井 文治	神奈川県大和市 深見台四丁目13番19号	100, 000, 000 (110, 000, 000)
株式会社中西製作所 横浜営業所 所長 有村 浩久	神奈川県横浜市都筑区 茅ケ崎中央56番5号 マンテンビル2F	辞退

※入札金額には、消費税相当額を含みません。括弧内の金額は税込金額です。

参考資料

海老名市中学校給食消耗品及び備品購入

- 1 契約件名 海老名市中学校給食消耗品及び備品購入
- 2 履行場所 海老名市中新田四丁目12番2号ほか6市立中学校
- 3 納入期限 令和6年3月31日

4 購入概要

- (1) 消耗品 飯碗、汁碗、大皿、小皿、はし、大カゴ、飯椀カゴ、中カゴ、トレイカゴ、小物カゴ、はしカゴ、パン箱、煮込鍋、鉄揚鍋、いため鍋、まな板、包丁、キッチンバサミ、芽取器、揚げ網、菜箸等
- (2) 備品 保温食缶、洗浄専用カゴ(飯椀・汁椀用、大皿用、小皿用)、移動 台、食材運搬車、運搬車兼配膳台、移動シンク等

議案第11号

市道の路線認定について(市道2767号線ほか1路線)

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、別紙の市道の路線を認定する。

令和5年2月24日提出

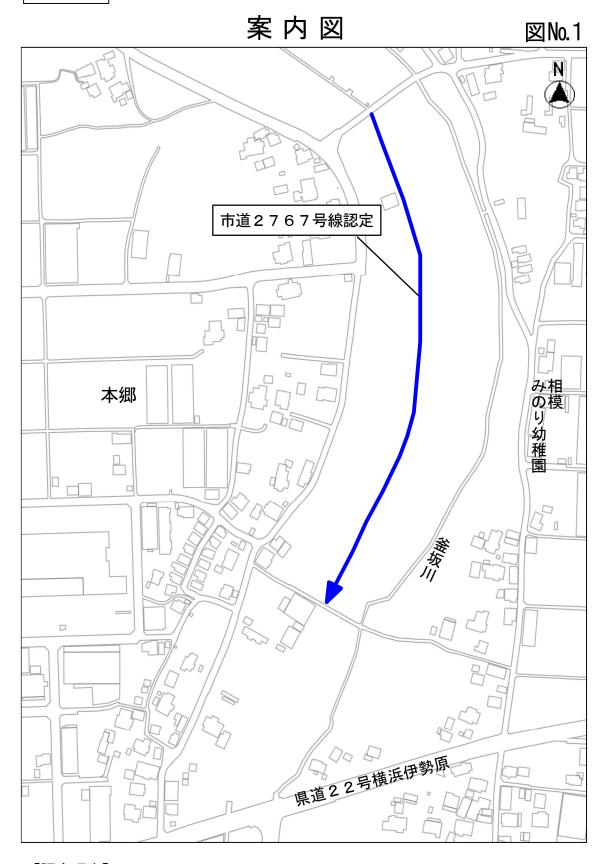
海老名市長 内 野 優

提案理由

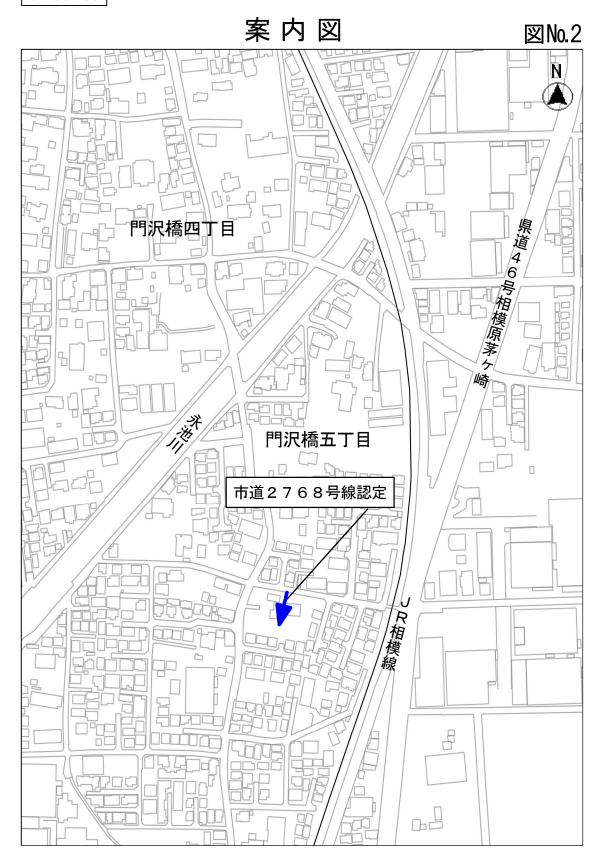
議会の議決を経た上、路線を認定したいため

市道の路線認定

図No.	路線名	起点/終点	幅員 (m)	延長 (m)
		本郷字中谷津2900番1地先	4. 40	
1	2767	₹	}	431. 59
		本郷字中谷津2954番地先	4.40	
		門沢橋五丁目820番24地先	6.00	
2	2768	₹	}	27. 89
		門沢橋五丁目820番30地先	18. 01	



【認定理由】 市道2767号線:本郷地区農地耕作条件改善事業に伴う路線の認定のため



【認定理由】 市道2768号線:開発事業に伴う路線の認定のため

議案第12号

海老名市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第 2項の規定により、下記の者を海老名市教育委員会の委員に任命したいので、議会の 同意を求める。

令和5年2月24日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市東柏ケ谷二丁目(以下略)

氏 名 海 野 望

生 年 昭和48年

提案理由

現委員酒井道子氏の辞職(令和5年3月31日)に伴い、新たに任命したいため

海 野 望 略歴

年月	学歴・職歴		
平成4年3月	高等学校卒業		
平成6年8月から	民間企業		
現在まで	八间正未		
平成26年4月	短期大学通信学科卒業		
平成31年4月から	海老名市立東柏ケ谷小学校PTA役員		
現在まで	毎名石川立泉相ク石小子仪FIA役員		
令和3年4月から	海老名市立東柏ケ谷小学校PTA副会長		
令和4年3月まで	神名有中立朱相グ 有力・学校1 1 八副会長		
令和4年4月から	海老名市立東柏ケ谷小学校PTA会長		
現在まで	两名有用亚来相方有为·予权IIIX 区		
令和4年4月から	海老名市立東柏ケ谷小学校学校運営協議会委員		
現在まで	两七年中		
令和4年4月から	海老名市立東柏ケ谷小学校学校応援団運営委員会委員		
現在まで	RECENTATION OF THE PROPERTY OF		
令和4年4月から	海老名市柏ケ谷中学校区青少年健全育成連絡協議会委員		
現在まで	19-15-16-11 / 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
令和4年4月から	海老名市学校保健会委員		
現在まで	14-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-1		

議案第13号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和5年2月24日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市中新田一丁目(以下略)

氏 名 竹 本 明 生

生 年 昭和41年

提案理由

現委員竹本明生氏の任期満了(令和5年6月30日)に伴い、再推薦したいため

竹 本 明 生 略歴

年月	学歴・職歴	
平成2年3月	大学仏教学部卒業	
平成8年10月から	宗教法人海源寺住職	
現在まで		
平成26年7月から	人権擁護委員	
現在まで		
平成29年4月から	海老名市社会福祉協議会評議員	
現在まで	供 名名 甲	

議案第14号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和5年2月24日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市大谷北二丁目(以下略)

氏 名 今別府 淳 子

生 年 昭和29年

提案理由

現委員今別府淳子氏の任期満了(令和5年6月30日)に伴い、再推薦したいため

今別府 淳 子 略歴

年月	学歴・職歴		
昭和52年3月	大学文学部卒業		
平成元年4月から	海老名市立勝瀬保育園職員		
平成4年3月まで			
平成14年4月から	海老名市青少年指導員		
現在まで			
平成18年6月から	海老名市違反屋外広告物除却協力員		
現在まで	一個		
平成20年2月から	あそびっこクラブパートナー		
現在まで			
平成22年4月から	海老名市青少年指導員連絡協議会副会長		
平成28年3月まで	一個名句用自多中相等具建构 励磁云明云及		
平成23年4月から	海老名市総合計画審議会委員		
平成27年3月まで	14年七年111年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年		
平成26年4月から	海老名市学校・地域ネットワークづくり運営委員		
平成30年3月まで	一個人の一個人の一個人の一個人の一個人の一個人の一個人の一個人の一個人の一個人の		
平成28年4月から	海老久古書小年指道昌浦级協議全幹車		
現在まで	海老名市青少年指導員連絡協議会幹事		
平成29年7月から	人権擁護委員		
現在まで			
平成30年4月から	海老女士用七世司名画协議会委员		
現在まで	海老名市男女共同参画協議会委員		

議案第15号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和5年2月24日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市杉久保北二丁目(以下略)

氏名藤吉ひとみ

生 年 昭和33年

提案理由

現委員藤吉ひとみ氏の任期満了(令和5年6月30日)に伴い、再推薦したいため

藤 吉 ひとみ 略歴

年月	学歴・職歴	
昭和56年3月	大学人文学部卒業	
昭和56年4月から 昭和57年3月まで	大和市立下和田小学校教諭(臨時的任用教員)	
昭和57年4月から 平成4年3月まで	海老名市立海老名小学校教諭	
平成4年4月から 平成12年3月まで	海老名市立今泉小学校教諭	
平成12年4月から 平成20年3月まで	海老名市立有馬小学校教諭	
平成20年4月から 平成21年3月まで	海老名市教育委員会学校教育課指導主事	
平成21年4月から 平成22年3月まで	海老名市教育委員会学校支援課指導主事	
平成22年4月から 平成25年3月まで	海老名市立有鹿小学校教頭	
平成25年4月から 平成26年3月まで	海老名市立杉本小学校教頭	
平成26年4月から 平成31年3月まで	海老名市立杉本小学校校長	
平成31年4月から 現在まで	海老名市教育委員会教育支援課教育専門指導員	
令和2年7月から 現在まで	人権擁護委員	

令和4年度海老名市一般会計補正予算(別冊)

議案第16号 令和4年度海老名市一般会計補正予算(第14号)

令和5年度海老名市一般会計等予算(別冊)

議案第17号 令和5年度海老名市一般会計予算

議案第18号 令和5年度海老名市国民健康保険事業特別会計予算

議案第19号 令和5年度海老名市介護保険事業特別会計予算

議案第20号 令和5年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第21号 令和5年度海老名市公共用地先行取得事業特別会計予算

議案第22号 令和5年度海老名市公共下水道事業会計予算

令和5年第1回海老名市議会定例会会期日程(案)

会期34日間

月日	曜日	種別	内容	開議時刻
2月24日	金	本会議	開会、諸報告、議案審議、委員会付託	午前9時30分
3月2日	木	本会議	議案審議、委員会付託	午前9時
3月7日	火	委員会	総務常任委員会 予算決算常任委員会総務分科会	同
3月9日	木	委員会	文教社会常任委員会 予算決算常任委員会文教社会分科会	同
3月10日	金	委員会	経済建設常任委員会 予算決算常任委員会経済建設分科会	同
3月13日	月	本会議	市政に関する一般質問	同
3月14日	火	本会議	市政に関する一般質問	同
3月15日	水	本会議	市政に関する一般質問	同
3月20日	月	委員会	予算決算常任委員会総務分科会	同
3月22日	水	委員会	予算決算常任委員会文教社会分科会	冏
3月23日	木	委員会	予算決算常任委員会経済建設分科会	同
3月27日	月	委員会	予算決算常任委員会	同
3月29日	水	本会議	委員会報告、議案審議、閉会	午前9時30分